

## 【注意】

この仕様書は受注者選定時点の案であり、プロポーザルにより優先交渉権者となった事業者が提出した企画提案書を基に契約前に協議し、詳細を決定するものとする。

### 伊予市地域少子化対策に係る基本方針作成業務仕様書

#### 1 業務名

この業務の名称は、伊予市地域少子化対策に係る基本方針作成業務（以下「本業務」という。）とする。

#### 2 目的

全国的な問題となっている少子化と人口減少問題に対し伊予市（以下「本市」という。）が具体的な取組を行うためには、社会減、自然減の重要なカギを握る若年世代が進学、就職、結婚、出産といったライフイベントの決断をする際に地域や行政に求める要素を把握した上で、ターゲットと目標を定めた計画的なアプローチを行うことが重要である。

また、世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の拡大前後では社会情勢や市民意識が大きく変容し、これまでの常識や過去の経緯を基に作られた様々な計画が通用しなくなっている。

そこで本市では、愛媛県と連携して推進している「えひめ人口減少対策重点戦略」の短期目標である 2026 年、さらには長期目標である 2033 年、2040 年及び 2060 年に向けて、若年世代及び子育て世代に対する意識調査を行い、本市独自の課題と優位性を抽出・分析した上で、本市の特色に応じた具体的かつ有効性の高い少子化対策の方針を定めること、また今回定める方針に従って、本市が持つ人的・経済的リソースを優先的に配分するための指針とすることを目的に、本業務を実施する。

#### 3 契約期間

契約日から令和 6 年 2 月 22 日（木）まで

#### 4 業務内容

以下は業務の構成項目ごとに最低限必要な要件を定めるものであり、具体的な内容及び詳細は、本市と協議及び調整の上、実施すること。

##### (1) 業務計画の作成

本業務の履行に必要な事項をリストアップし、意見聴取・調整が必要な関係者の確認、方向性の協議、工程管理等、各作業の具体的な内容を整理し、本市と共有する。

##### (2) 基本方針策定に向けたアンケート調査

本市独自の課題と優位性に基づいた具体的な少子化対策を検討するに当たり、各属性性別の認識や求める事項を抽出整理するための基礎資料としてアンケート調査を実施する。

なお、アンケート調査の実施に当たっては、原則として紙媒体を用いた郵送や回収を想定しておらず、デジタルアンケートフォームによる、ICTを活用した集計・分析等を想定している。

#### ① 調査対象、サンプル数及び調査方法

別紙1「調査区分、サンプル数及び調査方法（案）」により、下記AからDに示す4区分のアンケート調査を想定している。

企画提案に当たっては、本業務の目的及び趣旨を理解した上で、対象区分及び想定サンプル数を提案すること。

また、必要なサンプル数を確実に獲得するための工夫（広報、依頼の方法及びノベルティ等）の考え方について明記すること。ただし、ノベルティに係る経費は、1サンプルに対し200円以内とし、具体的な内容については企画提案内容を基に契約前の協議により決定する。

##### A 若年世代対象アンケート

本市在住、本市以外の愛媛県在住、首都圏在住、阪神圏在住の居住エリアごとに、15～24歳の年代と25～39歳の年代別にエリア配信サービスを活用したプッシュ式アンケートを実施する。

##### B 本市内保護者対象アンケート

本市内の幼稚園及び保育所園児、小学校在校児童、中学校在校生徒の保護者を対象としたアンケートを実施する。

アンケートフォームに誘導するQRコードを印刷したチラシを各校に郵送し、学校から保護者に向けて配布してもらうことを想定している。

学校への依頼は本市が教育委員会事務局を通じて行うが、チラシの作成、配布時の学校別、クラス別の仕分け及び各高への発送は受注者の負担とする。

##### C 愛媛県内高校生の保護者対象アンケート

愛媛県内の高校に在学する生徒の保護者を対象としたアンケートを実施する。具体的な方法は上記Bに準ずるものとする。

##### D 概ね3歳未満の子ども連れの方に対する対面アンケート

ショッピングモール、幼児向け公共施設等3歳未満の子ども連れの方が多く訪れることが想定される場所で、対面式のアンケートを実施する。

対象者に配慮し、記述式ではなく調査員が聞き取りを行い、タブレット等のアンケートフォームを選択する方式を想定している。

愛媛県内（東、中、南予）、首都圏、関西圏での実施を想定している。

#### ② 調査項目の設計

本市と協議・調整の上、別紙2「調査項目（案）」を参考に、アンケート調査に当たっての調査項目を作成すること。調査項目の作成に当たっては、結婚、妊娠、出産に関する意識等について、居住地や年代ごとの意識の違いを対比し、成果品である報告書に記載する、本市が今後行う少子化対策として目指すべき5項目のKPI「重要業績評価指数」とその達成に向けた具体的なアクションプランを導き出すための参考となるよう配慮すること。

③ 想定する設問数

アンケート実施に当たっての設問数は、モニターの基本属性（居住地、年齢層、性別、年収、既未婚、子どもの数など）を把握するための設問を15問程度、全ての対象者に質問する基本調査を15問程度、調査区分（年齢層、居住地、子どもの保護者前提など）ごとに質問する区分別調査を20問程度と想定している。

④ 調査結果の集計及び分析

アンケート調査により抽出された本市の課題、地域的特性、居住地による意識の差異等を基に、有識者又は専門家（以下「有識者等」という。）による分析を行い、各カテゴリーの傾向、課題、対策等を抽出する。

分析に当たっては、国、地方公共団体が公開している類似調査の結果ほか、公開データを積極的に活用して比較検証を加え、居住地、年代層及び性別による意識の違いについて特に明らかにすること。

その他、晩婚、未婚の増加、少子化の要因分析に効果的な指標を提案し、クロス分析を行うこと。

(3) 本市が目指すべき少子化対策方針に向けた調整・協議

上記④においてアンケートの分析を行った有識者等を交え、本市が目指すべき少子化対策方針について担当者と協議し、少子化対策方針作成に向けた方向性を定める。

(4) KPI及びアクションプランの設定

(3)で定めた方向性に沿って、2026年、2033年、2040年及び2060年に本市が少子化対策として目指すべきKPI並びにその達成に向けたアクションプランを5項目設定する。設定に当たっては下記の①から⑤の5項目を参考に、アンケート調査結果、本市の特性等との関連性を明確にすること。

- ① 晩婚、未婚の解消に向けた指標
- ② ライフイベントに際し市外・県外への流出を防止するための指標
- ③ 2人以上の子どもを産み育てる世帯を応援するための指標
- ④ 夫婦、家族、地域ぐるみの子育て推進に向けた指標
- ⑤ 本市が「子育てに適した環境である」と感じる人を増加させるための指標

(5) 最終報告書の作成

本業務で行った各構成要素の結果を整理し、報告書として取りまとめを行う。

報告書の中では、アンケートの分析結果と設定した本市が目指すべき方針、KPI

並びにその達成に向けたアクションプランの設定に関し、有識者等の視点から関連性を論理的に記載すること。

## 5 実施スケジュール

以下のスケジュールを基本として、本市と調整して決定・実施する。

- (1) 11月中旬：委託契約
- (2) 11月下旬～12月上旬：打合せ及びアンケート方法等の確定
- (3) 12月上旬～1月下旬：各アンケートの実施
- (4) 1月中旬：集計速報及び分析、方針の協議
- (5) 1月中旬～2月上旬：K P I並びにアクションプランの決定
- (6) 2月下旬：最終報告書提出及び完了報告書提出
- (7) 3月上旬：完了検査
- (8) 3月下旬：委託料支払い

## 6 成果品

- (1) 最終報告書 正本及び副本 各1部
- (2) 電子データ 一式

アンケートフォーム、回答ローデータ、単純集計表（自由回答を含む、Excel形式）、クロス集計表などを含む電子データ一式を、記録メディアに保存して提出すること。

## 7 業務実施体制等

- (1) 業務実施体制及びスケジュール

- ① 提案に基づき業務を実施できる人員体制及びスケジュールを提案すること。
- ② 業務の進捗状況については、随時、協議・報告することとし、本市と協議を行った際は、受注者が協議記録を作成し、本市の確認を得ること。

- (2) 業務責任者の配置等

業務の実施に当たっては、本業務を統括し、本市から指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務遂行管理及び本市との意思疎通に努めること。

本業務の完了まで、死亡、退職又は本市が要望した場合を除き業務責任者を変更しないこと。

## 8 秘密保持

- (1) 秘密の保持

- ① 本市は本業務に関し、プロポーザル参加事業者から提出された企画提案書等を、本業務の受注（予定）者選定以外の目的で使用しない。

② 受注者は本業務に関し、本市から受領し、又は閲覧した資料及び本業務を通して得られた調査結果等を、本市の許可なく公表し、又は使用してはならない。

③ 受注者は、本業務により知り得た本市、市民、アンケート対象者及びその他関係者の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報等の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報及び個人の肖像を取り扱う場合、当事者又は親権者の同意等を得るとともに関係法令を遵守しなければならない。

(3) 上記に掲げる秘密の保持及び個人情報の保護に関しては、契約期間満了後も継続して履行されるものとし、違反があった場合は法令に基づき厳正に対処するものとする。

9 再委託

受注者は、業務の一部を第3者に再委託することができる。ただし、事前に再委託の範囲及び再委託先を本市に書面で提示し、了承を得ること。また、受注者は再委託先の行為についても全責任を負うものとする。

10 知的財産権

(1) 本業務で創作する中間生成物を含めた全ての知的創造物の知的財産権、所有権及び著作権法（以下「法」という。）上の一切の権利（法第27条及び法第28条を含む。）は本市に帰属するものとし、本市及び受注者から依頼を受けて中間生成物を製作した者（以下「製作者等」という。）は、当該業務に関係する事項に関して法第17条に規定する著作者人格権を無期限に行使しないものとする。

(2) 本業務で創作した中間生成物を含めた知的創造物について、本市は製作者等に何ら断りなく二次利用することができる。

(3) 本業務で創作する中間生成物を含めたすべての成果品について、他者の所有権、知的財産権及び著作権を侵害しないことを保証すること。なお、他者の権利を侵害していることが明らかになった場合は、受注者が全ての責を負うものとし、本市は一切関知しない。

11 その他

(1) 完了検査について

本業務は会計検査院による会計検査対象であるため、完了検査に当たっては、別紙「完了検査における業務実施確認チェックリスト」のチェック項目に留意して実施すること。

(2) 事務処理について

本業務に関する事務処理に当たっては、本市の指示に従うとともに、伊予市財務会計規則に基づいて適切に処理すること。また、国庫補助金を活用した業務であること

を認識し、本業務の経費として処理した領収書等については令和6年度以降5年間保管しておくとともに、本市からの開示請求に応じられる形に整理しておくこと。

(3) 不可効力事象発生時の対応について

感染症の流行や自然災害の発生による緊急事態宣言の発令その他、本市及び受注者のいずれにも責任が認められない理由により、本業務の一部変更又は中止が妥当と認められるときは、本市と受注者による協議の上、対応について決定する。

(4) 疑義の解釈

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、本市と受注者による協議の上、決定する。

【別紙1】

調査区分、サンプル数及び調査方法（案）

区 分			対象母数（人）	回答下限	目標集計数	下限標本設定	調査方法等
若年世帯対象 アンケート	伊予市内在住	15～24歳	2,723	315	350	信頼水準95% 許容誤差5%	エリア別プッシュ配信 によるWEB調査 男女バランスの取れたサンプル確保及び 男女別分析ができるよう配慮すること。
		25～39歳	4,621	355	400		
	愛媛県内 （伊予市以外）在住	15～24歳	102,016	383	400		
		25～39歳	176,453	384	400		
	首都圏在住者 東京、神奈川、千葉	15～24歳	2,898,000	666	700	信頼水準99% 許容誤差5%	
		25～39歳	5,546,000	666	700		
	阪神圏在住者 大阪、京都、兵庫	15～24歳	1,661,000	666	700		
		25～39歳	2,673,000	666	700		
市内保護者対象 アンケート	幼稚園、保育所等在園者の保護者		944	274	300	信頼水準95% 許容誤差5%	学校を経由して保護者にQRコード付きチラシを配布し、 WEB上のアンケートフォームに誘導する。 幼、小、中のQRコードを分けて、兄弟がいる場合、セグ メントごとに1回ずつは回答できる仕組みとする。
	小学校在校児童の保護者		1,820	318	350		
	中学校在校生徒の保護者		945	274	300		
高校生保護者対象 アンケート	県内高校在学生の保護者		30,435	380	400	信頼水準95% 許容誤差5%	方法は幼～中保護者と同じとし、県教委に依頼し、県内高 校を通して配布してもらう。 伊予市内の幼～中に兄弟がいる可能性はある。
おおむね3歳未満の 子ども連れに対する 対面アンケート	愛媛県内ショッピングモール等				600		筆記式ではなくタッチパッド等による 聞き取り方式を想定 200件×3ヶ所を想定
	首都圏で実施				600		
	阪神圏で実施				600		
想定サンプル数計					7,500		

## 調査項目（案）（伊予市地域少子化対策に係る基本方針作成業務）

区分	番号	設問	
基本属性・現状に関する調査	Q 1	居住地	
	Q 2	性別	
	Q 3	年齢層	
	Q 4	就業形態	
	Q 5	本人の年間収入	
	Q 6	配偶者有無 結婚しているか	
	Q 6-1	配偶者の年齢層	
	Q 6-2	配偶者の年間収入	
	Q 6-3	現在の子どもの数	
	Q 6-3-1	0人の方への再質問 出産の希望はあるか	
	Q 6-3-1-1	もう少し先にと考える理由	
	Q 6-3-2	1人以上いる方はもう1人以上欲しい？	
	Q 6-3-2-1	もう1人以上欲しい理由	
	Q 6-3-2-2	これ以上望まない理由	
Q 6-3-2-3	経済的、環境的な問題が解決された場合、本当に欲しいお子さんの人数は？		
子育てに関する意識調査 (全員対象)	Q 7	子育てに適した環境とは	
	Q 8	子育てを推進するために整備すべきと思う行政施設（ハード施設）は	
	Q 9	子育てを推進するために実施すべきと思う子育て世帯への支援策は	
	Q 10	子育て世帯に居住地として選んでもらうために必要な要素は	
	Q 11	家族の役割として重要なことは	
	Q 12	理想の家族の住まい方は	
	Q 13	家庭での育児や家事は誰の役割か	
	Q 14	育児や家事のうち、主に夫が行う方が良いと思うことは	
	Q 15	子どもからみた祖父母が育児や家事の手助けをすることが望ましいか	
	Q 16	子どもからみた祖父母に対し、どのような育児や家事の手助けを期待するか	
	Q 17	子育てをする人にとって地域の支えは重要か	
	Q 18	子育てをする人はどのような地域の支えを期待しているか	
	Q 19	公共の場で小さな子どもを連れた親を見かけた場合に感じること	
Q 20	小さな子どもを連れた親に実際に行ったことがある行動		
対象区別の調査事項	愛媛県内	Q 21	この先、進学、就職、結婚、出産などのライフイベントを経ても住み続けたいと考えているか
		Q 21-1	前問に対してそう思う理由は？
		Q 21-2	今の居住地がどのように変われば、住み続けたい（一度転出して帰ってきたい）か
	首都圏・ 阪神圏在住	Q 22	今の居住地はあなたの出身地か
		Q 22-1	（前問で「そうではない」の場合）どのようなきっかけで今の住所に転居したか
		Q 22-2	（前問で「そうではない」の場合）進学、就職、結婚、出産などのライフイベントに当たり、出身地に帰りたくて考えているか
		Q 22-2-1	前問に対してそう思う理由は？
	未婚の方	Q 23	将来的に結婚したいと望んでいるか
		Q 23-1	現在結婚していない（したくてもできない）主な理由は
		Q 23-1-1	どのような課題が解決されれば結婚したい（できる）と思うか
	子どもがいない方が	Q 24	将来的に子どもを欲しいと望んでいるか
		Q 24-1	現在お子さんがいない主な理由は
		Q 24-1-1	どのような課題が解決されれば子どもを作りたい（作っても大丈夫）と思うか
		子育て中の方	Q 25
Q 26	子育てをする中で配偶者（パートナー）に求めることは		
Q 27	子育てをする中で親族（子からみた祖父母やおじ、おば）に期待することは		
Q 28	子育てをする中で地域の方に期待することは		
Q 29	子ども連れで出かけている時に周囲の方から受けて嬉しかったことは		
高校生	Q 30	乳幼児の育児をしていたときにあれば良かったと思うサービス・施設は	
	Q 31	子どもが県外に進学/就職したいと希望する場合、どのように対応するか	
	Q 32	子どもが結婚した時、近くに住んでほしいと思うか	